

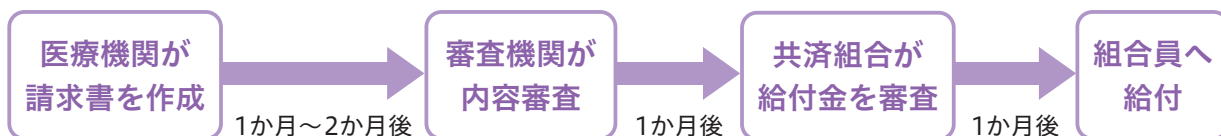
# 医療費が高額になったとき

組合員と被扶養者が病気やケガで医療機関を受診し、医療費（1か月以内で1医療機関に支払った額の合計）が一定額を超えると、高額療養費や一部負担金払戻金・家族療養費附加金が給付されます。

**3～4か月で自動給付されますので請求手続は不要です。**



## 給付までの流れ（組合員が医療機関を受診した後）



## 高額療養費とは

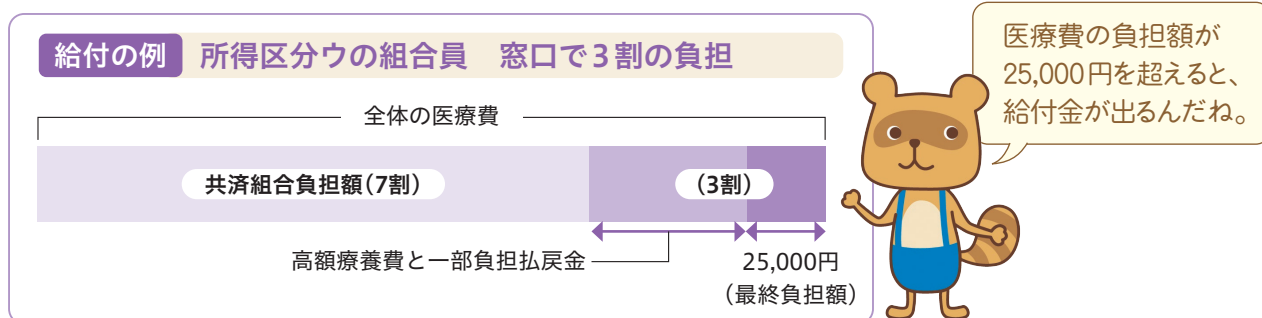
窓口負担額が下表の金額（自己負担限度額）を超えると、超えた分が高額療養費として給付されます（医療機関の窓口で限度額適用認定証※を提示した場合は、窓口での負担が下表の金額となります。）。

所得区分	標準報酬の月額	自己負担限度額
ア	830千円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
イ	830千円未満 530千円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	530千円未満 280千円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
エ	280千円未満	57,600円
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円

※「福利厚生ハンドブック（令和3年度保存版）」P19～23をご参照ください。

## 一部負担金払戻金・家族療養費附加金とは

医療機関の窓口負担額（高額療養費が支給される場合は、窓口負担額から高額療養費を給付した残額）が25,000円（所得区分アおよびイの場合は50,000円）を超えると給付されます。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827